

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年9月12日

**【事業年度】** 第15期（自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日）

**【会社名】** 株式会社ディー・エル・イー

**【英訳名】** DLE Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役 椎木 隆太

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

**【電話番号】** 03-3221-3980

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO兼経営戦略統括本部長 川島 崇

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区麹町三丁目3番地4

**【電話番号】** 03-3221-3980

**【事務連絡者氏名】** 取締役CFO兼経営戦略統括本部長 川島 崇

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
売上高 (千円)	758,756	942,851	1,742,341	2,018,584	3,079,225
経常利益又は経常損失 (千円)	89,579	72,655	283,371	338,785	211,284
当期純利益又は当期純損失 (千円)	91,853	66,274	308,422	220,175	142,901
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	237,500	237,500	739,285	743,485	756,385
発行済株式総数 (株)	21,475	21,475	16,483,800	16,525,800	16,895,400
純資産額 (千円)	30,521	96,795	1,408,788	1,637,364	1,806,204
総資産額 (千円)	530,752	872,250	1,860,381	3,031,991	3,922,972
1株当たり純資産額 (円)	2.37	7.51	85.47	99.08	106.89
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	7.17	5.14	22.21	13.34	8.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)			19.70	12.16	7.89
自己資本比率 (%)	5.8	11.1	75.7	54.0	46.0
自己資本利益率 (%)		104.1	41.0	14.5	8.3
株価収益率 (倍)			51.27	74.82	110.90
配当性向 (%)					
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	192,863	132,959	14,963	322,716	518,962
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	46,722	9,248	5,012	106,234	888,553
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	117,071	54,024	836,423	96,268	1,461,527
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	146,443	246,239	1,063,779	548,155	595,149
従業員数 (名)	41	56	61	83	87

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につきまして記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第11期は関連会社が存在していないため、第12期から第15期は関連会社の損益等に重要性が乏しいため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第11期は1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。第12期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
5. 自己資本利益率については、第11期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 第11期及び第12期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、第11期から第15期まで無配のため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であります。
9. 第11期は、人員採用を進めたことにより人件費が増加したこと及び主に海外事業へ先行投資を実施した結果、経常損失は89,579千円、当期純損失91,853千円となりました。
10. 平成26年1月10日付で普通株式1株につき200株、平成26年5月16日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割しておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年3月26日に東京証券取引所マザーズに上場したため、第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新規上場日から平成26年6月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算出しております。

## 2 【沿革】

年月	概要
平成13年12月	主に米国ハリウッド・メジャー（ 1 ）への、映像コンテンツビジネスのコンサルティングサービス提供を目的として、東京都千代田区三番町5番14号に有限会社パサニアを設立
平成15年10月	株式会社に組織変更し、株式会社ディー・エル・イーに商号変更
平成17年9月	Flash（ 2 ）によるデジタルコンテンツ製作を開始
平成18年4月	オリジナルIP（ 3 ）（ Intellectual Property：著作権等の知的財産権 ）「秘密結社 鷹の爪」のTV放送を開始し、ファスト・エンタテインメント事業を本格展開
平成18年10月	全国TOHOシネマズにて「秘密結社 鷹の爪マナームービー」の上映を開始し、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスを本格展開
平成19年1月	オリジナルIPを同一番組内で多数創造する「ファイテンション シリーズ」のTV放送開始
平成19年3月	「秘密結社 鷹の爪THE MOVIE 総統は二度死ぬ」が日本初の全編Flashにより制作したアニメとして、全国劇場公開
平成20年5月	「秘密結社 鷹の爪」のキャラクター「吉田くん」が島根県の「しまねSuper大使」に任命される
平成20年7月	オリジナルIP「パンパカパンツ」のTV放送開始
平成21年4月	クールジャパン（ 4 ）コンテンツ「KIRA KIRA JAPON」がフランスにてTV放送開始
平成24年6月	本社を東京都千代田区麹町三丁目3番地4に移転
平成24年7月	アジア市場向けにファスト・エンタテインメント事業を行うため、台湾台北に年代網際事業股份有限公司（ERA）と合弁会社夢饗年代股份有限公司（DLE-ERA）を設立（持分法非適用の関連会社）
平成24年11月	北米市場向けにファスト・エンタテインメント事業を行うため、米国サンノゼに子会社DLE America, Inc.を設立（持分法非適用の非連結子会社）
平成26年3月	東京証券取引所マザーズへ株式を上場
平成26年11月	TOHOシネマズと共同事業「キャラクターバトルクラブ」を開始
平成27年1月	他社IP・リプロデュースの「キュートランスフォーマー 帰ってきたコンボイの謎」のTV放送開始
平成27年6月	「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を取得
平成27年7月	「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を活用したビジネスを展開するため、東京都千代田区に株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONを設立
	スマートフォンアプリの企画開発を行うため、沖縄県那覇市にちゅらっぴず株式会社を設立
平成27年11月	エンタテインメント型攻城戦ツアー「鷹の爪団のSHIROZEME in 松江城」開催
平成28年2月	スマートフォンゲーム「おそ松さんのへそくりウォーズ～ニートの攻防～」配信開始
平成28年4月	東京証券取引所市場第一部に指定替え

年月	概要
平成28年4月	オリジナルIP「朝だよ！貝社員」日本テレビ系「ZIP!」で全国放送開始
平成28年5月	実写映画「ディストラクション・ベイビーズ」全国劇場公開

- ( 1 )ハリウッド・メジャー：自社の映画の資金調達・製作・配給をするとともに、ハリウッド・メジャー以外で製作された映画の資金調達・配給も行う総合映画企業（ユニバーサル・スタジオズ、パラマウント・ピクチャーズ、ワーナーブラザーズ、ソニーピクチャーズエンターテインメント、ウォルト・ディズニー、20世紀フォックス）。
- ( 2 )Flash：Adobe System Inc.が提供しているゲーム、アニメーションなどの制作ソフト。容量が小さく、拡大・縮小しても劣化せず解像度による制約が少なく、メディアやデバイスごとのデータ形式の変換が不要となり、迅速なマルチメディア展開を可能とする特徴がある。また少数の画面や部品を組み合わせることで、制作コストを低減し、制作期間を短縮できるという特徴を持つ。
- ( 3 )オリジナルIP：当社又は当社が出資する製作委員会が著作権者として新規に開発したIP
- ( 4 )クールジャパン：日本の文化面でのソフト領域が国際的に評価されている現象や、それらのコンテンツそのもの。具体的には、日本における近代文化、ゲーム・漫画・アニメや、J-POP・アイドルなどのポップカルチャーを指す場合が多い。さらに、自動車・オートバイ・電気機器などの日本製品、現代の食文化・ファッション・現代アート・建築などを指す。また、日本の武士道に由来する武道、伝統的な日本料理・茶道・華道・日本舞踊など、日本に関するあらゆる事物が対象となりうる。

### 3 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（子会社3社と関連会社1社により構成）は、IP（ 1 ）の新規開発からソーシャル・キャラクター（ 2 ）を活用したマーケティング・サービス、スマートフォンアプリ等の企画開発等、映像コンテンツの企画製作及びメディア展開プランの策定・実行までを統合的に手掛けるファスト・エンタテインメント事業を展開しております。

#### 1.ファスト・エンタテインメント事業について

インターネット時代・ソーシャルメディア時代には「いつでも、どこでも、すぐに」楽しめる「手軽なエンタテインメント」が求められており、当社が展開するファスト・エンタテインメント事業は、ファスト・フードやファスト・ファッションのように手軽なエンタテインメントを提供するものです。具体的には「スキマ時間に楽しめ、容易に共有できるショート・コンテンツを、短納期かつ低コストで」提供しております。

同事業は売上形態に応じて、ソーシャル・コミュニケーション及びIPクリエイションの2つの領域により構成されております。

##### (1) ソーシャル・コミュニケーション領域

当領域では、既存IPの活用、IPの新規開発又は第三者が有するIPの使用許諾を得て、主にソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及びデジタルコンテンツの企画開発等を行っております。

##### ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス

顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナーの啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴（ 2 参照）を活かして口コミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマースやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ております。

##### デジタルコンテンツの企画開発

キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。

##### その他

映画興行による配給収入、製作委員会（ 3 ）からの分配金収入及びライセンシーからのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入を得ております。

## (2) IPクリエイション領域

当領域では、IPの映像コンテンツ（アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ）の企画開発・制作及び制作後の総合的な展開（テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ・ゲーム化、イベント運営及び海外展開等）のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。

企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発したオリジナルIPが中心ですが、他社が保有するIPのリプロデュース（４）も一部対象としております。

## 2. ファスト・エンタテインメント事業の特徴

当社は、「スキマ時間に楽しみ、容易に共有できるショート・コンテンツを、短納期かつ低コストで」提供するために、IPの新規開発から多様な流通・販売までを統合的に手掛けており、下記の特徴をもつビジネスモデルを構築しております。

なお、国際展開においても同ビジネスモデルの現地展開を推進しております。

### (1) IPの短納期かつ低コストでの量産と柔軟なプロデュース

「Flash」等のデジタル制作技術を活用した独自の演出手法を開発して、コンテンツ制作工程の効率化を実現し、IPを短納期かつ低コストで大量に生産することを可能としております。これにより、映像作品やマーケティングサービスに係るコンテンツ制作に当たっては、視聴者の声や消費者の動向等をビッグデータ等から収集・分析し、適時に反映・予測することで、最新の顕在化した又は潜在的なマーケットニーズに適合したプロデュースを可能としております。具体的には、SNS等で共有されやすい時事ネタのように迅速性が要求される話題を題材としたコンテンツの提供（コンテンツの企画提案及び制作）が可能となる他、増加するメディア、チャンネル数及び動画広告等それぞれに対してオリジナルコンテンツの提供を可能としております。

### (2) IPの著作権を保有することによる迅速かつ柔軟な事業展開

自社又は共同でIPを保有することで、権利許諾や調整コストを削減でき、また市場ニーズへの迅速かつ柔軟な対応ができるため、話題性の高いプロモーションプラン等の主体的な策定や実行を可能としております。

なお、キャラクター等のIPの新規開発にあたっては、当社は主に製作委員会を活用しており、当社が関与するケースでは、製作委員会への出資者を限定し、当社を含む少数で共同の著作権者（IPオーナー）となるように努めております。

### (3) IPを小さく生んで大きく育てる事業展開（展開エリアの順次拡大）

地方テレビ局等の特定メディアとの共同事業では、当初は限定された地域・メディアで展開を開始し、IPの露出を増やすことで高めた認知度を踏まえて、展開する地域・メディアを拡大させる戦略をとっております。

当社は短納期かつ低コストで大量のIPを生産することが可能であるため、限定された地域・メディアにもIPを提供することが可能となり、また、複数のIPを提供した上で、視聴者の評判が良かったIPのみを選抜して展開する戦略も可能となります。さらに、共同事業であること及び当初の展開エリアが小さいことから、当社の費用負担を抑制しながら、多数のIPの事業展開が可能となります。

上記の実績事例は次の通りです。

#### 秘密結社 鷹の爪

当社オリジナルIPである「秘密結社 鷹の爪」は、コンテンツの量産、多面展開及び最新のマーケットニーズを捉えたストーリーを取り扱うことにより露出の相乗効果を高め、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。

具体的には、企業や自治体向けのソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、アプリやスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発、グッズ販売やイベント開催、テレビ放映・劇場公開等、多面的に展開しております。

#### パンパカパンツ

当社オリジナルIPである「パンパカパンツ」は、IPの展開エリアを順次拡大させ、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。静岡県内の放送局（特定エリアのメディア）との共同事業により新規開発し、当初はメディアパートナーの得意とするエリア内でソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、デジタルコンテンツ等の提供に注力しておりました。

その後、岩手・山形・熊本、全国展開（国内マス・マーケットへの展開）へと展開エリアを順次拡大し、現在はグローバル・マーケットまで拡大しております。

#### 貝社員

当社オリジナルIPである「貝社員」は、大手映画興行会社との共同事業により、映画館の幕間の上映により認知度を拡大、ナショナルクライアント向けのソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス、デジタルコンテンツ等の提供を実施するとともに全国29局ネットで放送されている朝の情報エンタテインメント番組内での「朝だよ！貝社員」の放送によりIPの展開エリアを一気に拡大し、IP価値の向上（認知度の向上）を図っております。

全国29局ネットでの放送以降は、ナショナルクライアントからの引き合いが急増するとともに、グッズ販売やイベント開催の機会が大きく増えております。

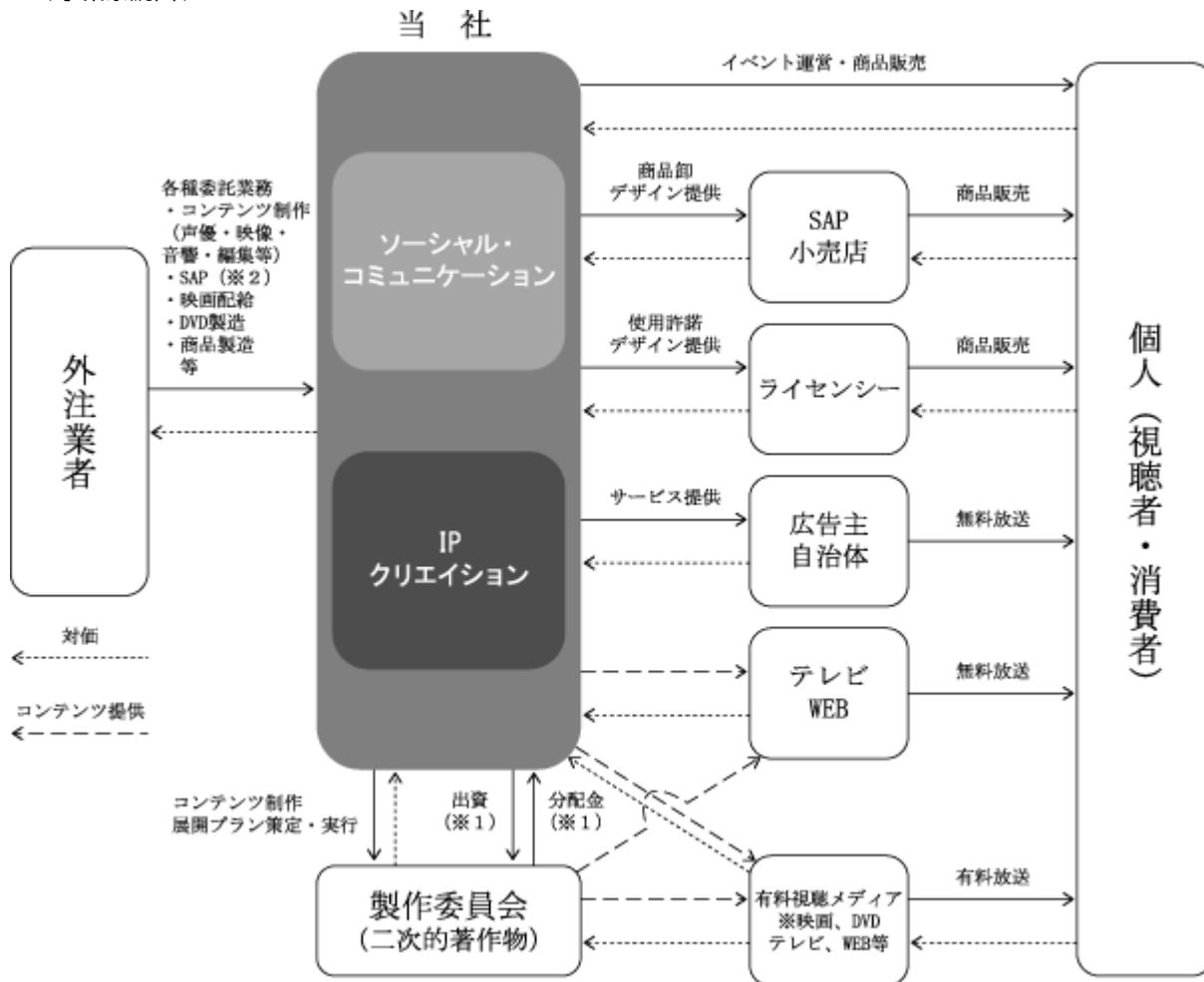
- ( 1 ) IP：Intellectual Propertyの略称。著作権等の知的財産。著作権（例：コミック、小説）を指し、二次的著作権にまで及ぶ。二次的著作権とは、著作権を利用して開発された二次的著作物にかかる著作権（例：アニメ、ドラマ、映画）。
- ( 2 ) ソーシャル・キャラクター：当社が提唱する概念であり、主にブログやSNS等のソーシャルメディアを含む、あらゆるメディアでのコミュニケーションを促進させるような特徴を持つキャラクターのこと。例えば、「世代を選ばない広い認知度」「共有したくなる高い好感度」「話題を限定しないキャラクター設定」「口コミ等により広がりやすい話題の提供」「ユーザーと双方向に会話する機能」等の特徴が挙げられる。
- ( 3 ) 製作委員会：アニメーションや映画の製作資金を効率的に調達すること等を目的に組成される民法上の任意組合。原則として、出資割合によって共同で制作した（著作権者から許諾された二次的著作物の範囲内の）著作権を保有する。なお、当社は製作委員会に対する出資金を「投資その他の資産」に計上し、合理的に見積もられた方法で償却を実施している。
- ( 4 ) リプロデュース：第三者が有するIPの使用許諾を得て、原作のオリジナルの世界観をアレンジした二次的著作物（アニメーション、デジタルコンテンツ等）の制作及びメディア展開等のプラン策定・実行等。

#### 主なオリジナルIP一覧

主な展開地域	IP保有形態	主要なIP
日本	当社単独	秘密結社 鷹の爪、古墳ギャルのコフィー、電腦戦士 土管くん、菅井君と家族石、京浜家族、蛙男劇場、ごはんかいじゅうパップ、GO!GO!家電男子、フーリン&カザーン、こぐま、ももじりぞく、サバイボマスク、耐え子の日常、TOKYO GIRLS COLLECTION他
	共同保有	パンバカパンツ、RUN BEAR RUN、ピチ高野球部、へんしん!!じゃがポテ仮面、燃える!パッカルコーン、ぬいぐるみのラパン、モリのパンピーノ、プッとベ!プーデル、たまこちゃんとコックボー、貝がらブラッコ、かよえ!チュー学、バカ・ミゼラブル、にゆるにゆる!!KAKUSENくん、ぴったらず、おにくだいすき!ゼウシくん、ANISAVA、地下すぎアイドルあかえちゃん、ぱんきす!、貝社員、MININJA、プープーボーイ他
北米	当社単独	ゾンビトイ
台湾	共同保有	ペペンギン、ラビトル
タイ	共同保有	いろっくま、CHICKEN BREAK

当社の事業の系統図は次のとおりであります。

〔事業系統図〕



- ( 1 ) 著作権の使用許諾及び原作使用料の支払いを含みます。  
 なお、共同IPの場合、共同IP製作委員会が製作委員会(二次的著作物)に使用許諾します。
- ( 2 ) SAP ( Social Application Provider )

#### 4 【関係会社の状況】

当社は子会社を3社(DLE America, Inc.、株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION及びちゅらっぴず株式会社)を有しておりますが、持分法非適用の非連結子会社であり、また関連会社を1社(夢響年代股份有限公司(DLE-ERA))を有しておりますが、持分法を適用していないため、記載を省略しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成28年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
87	34.9	3.3	4,721

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

##### (2) 労働組合の状況

当社には労働組合はありませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、底堅さのみられる個人消費に加え、輸出・生産の持ち直しにより企業部門に改善の兆しがみられるなど、緩やかな回復傾向が続いております。一方、米国の金融緩和策縮小による影響、欧州や中国をはじめとする新興国経済の先行きに対する懸念等、海外景気の下振れリスクとなっております。

当社を取り巻く環境においては、スマートフォンやタブレットPCなどのスマートデバイスの普及が世界規模で急速に拡大し、それに伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどの新たなサービスの利用が拡大しております。

そのような環境変化は、人々のライフスタイルを、スマートデバイス等を使い、最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNS等を使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと世界規模で変化させ、「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させてきました。

また、インターネット動画配信等の新興メディアの興隆で競争が激化するメディア業界においては、オリジナルコンテンツによる差別化の重要性が増してきております。

このような事業環境の中、当社では、視聴者や消費者等の多様化し変化の早い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開し、インターネット時代にマッチしたオリジナルコンテンツを量産してまいりました。さらに、オリジナルコンテンツの多様化の一環として、新たに実写映画プロデュースへの取り組みを開始いたしました。

前事業年度に取得した「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を積極的に展開し、ファッション・ビューティーに関する情報の発信源として日本のガールズカルチャーを世界に発信する取り組みをしてまいりました。

ソーシャル・コミュニケーション領域においては、IP（Intellectual Property：主にキャラクター等の著作権や商標権等の知的財産権）を開発・取得し、動画広告等のマーケティングサービス提供及びスマートフォン向けゲームアプリやメッセージングアプリ向けスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発・配信を行っております。

当事業年度においては、IPの露出先の拡大や展開手法の多様化による、IP価値の成長に連動し、各サービスが順調に推移いたしました。今年10周年を迎える「秘密結社 鷹の爪」においては、日本初のエンタテインメント型攻城戦ツアーとして国宝「松江城」を使った戦国時代の城攻めをリアルに体感できる「鷹の爪団のSHIROZEME」の開催、伝説のイベント「ギヒルズナイト2016」にて鷹の爪10周年施策を発表するなど、従来のアニメーション領域からの拡大をいたしました。また、「パンパカパンツ」においては、ナショナルクライアントへの全国プロモーションを拡大するとともに、全国83劇場において映画鑑賞のマナーをレクチャーする「マナームービー」を公開いたしました。さらに、「貝社員」においては、全国29局ネットで放送されている朝の情報エンタテインメント番組内で「朝だよ！貝社員」として放送を開始いたしました。そして、デジタルコンテンツにおいては話題沸騰中のTVアニメ「おそ松さん」初のスマートフォン向けゲームアプリ「おそ松さんのへそくりウォーズ～ニートの攻防～」などの配信を行い、6月末時点において累計200万ダウンロードを記録するなど、事業領域を急速に拡大いたしました。

「TOKYO GIRLS COLLECTION」においては、「TOKYO GIRLS COLLECTION'15 A/W」及び「TOKYO GIRLS COLLECTION'16 S/S」の開催に加え、都内最大級のガールズミュージックフェス「TOKYO GIRLS MUSIC FES.2016 supported by Samantha Thavasa」が開催されるなど、“ビューティー”領域に続き“ミュージック”領域への事業領域の拡大を積極的に行いました。TGCブランドの積極展開及び越境EC事業等による中国市場への展開にかかる投資コストの負担等はあったものの更なるブランド価値向上に取り組みました。

IPクリエイション領域においては、IPの新規開発及び映画・TV・ネットメディア等の映像コンテンツの企画開発・制作及び総合的なプロデュースを展開しております。

当事業年度においては、各IPのTVシリーズ・WEBシリーズの継続により認知度向上及び世界観醸成に努めるとともに新規事業領域である実写映画の公開等を行いました。特に「秘密結社 鷹の爪」においては10周年記念施策として「鷹の爪8 ～吉田くんの×ファイル～」をはじめとした劇場映画の公开发表、「パンパカパンツ」においては、初のテレビアニメシリーズの全国放送を継続するなど順調に推移いたしました。また、新たに開始した実写映画プロデュースでは「珍遊記」、「ディストラクション・ベイビーズ」、「サブイボマスク」等の実写映画のプロデュースを開始するなどコンテンツの多様化にも取り組みました。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,079,225千円（前年同期比52.5%増）、経常利益は「TOKYO GIRLS COLLECTION」への先行投資のため211,284千円（前年同期比37.6%減）、当期純利益は142,901千円（前年同期比35.1%減）となっております。

なお、当社は、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ46,994千円増加し、595,149千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次の通りであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動による資金の減少は、518,962千円（前事業年度は322,716千円の減少）となりました。これは主に、たな卸資産の増減額286,113千円、出資金の増減額502,589千円及び法人税等の支払額100,333千円による減少があったものの、税引前当期純利益211,284千円、減価償却費112,543千円及び上場関連費用26,052千円による増加等によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動による資金の減少は、888,553千円（前事業年度は106,234千円の減少）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出809,839千円及び関係会社株式の取得による支出52,660千円による減少等によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動による資金の増加は、1,461,527千円（前事業年度は96,268千円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出187,240千円及び上場関連費用の支出26,052千円による減少があったものの、短期借入金の純増減額200,000千円、長期借入れによる収入1,450,000千円及び株式の発行による収入24,501千円による増加等によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、ファスト・エンタテインメント事業を主たる事業として行っており、生産に該当する事項はありません。

### (2) 受注状況

当事業年度における受注状況は、次のとおりであります。

区分	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
ソーシャル・コミュニケーション	1,559,353	143.6	167,127	122.5
IPクリエイション	4,139,830	153.1	4,680,748	223.8
合計	5,699,183	150.4	4,847,876	217.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当社の事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。  
3. ソーシャル・コミュニケーションの受注高及び受注残高は、主に広告・マーケティング収入によるものであります。

### (3) 販売実績

当事業年度における販売実績は、次のとおりであります。

区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
ソーシャル・コミュニケーション	1,528,717	143.3
IPクリエイション	1,550,507	162.9
合計	3,079,225	152.5

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 当社の事業セグメントは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、売上区分別に記載しております。

### 3 【対処すべき課題】

当社は、「世界有数の高付加価値を創り出し、世界で最も憧れられる、エンタテインメント&コミュニケーション創造企業となり、世界的に高い評価と期待を受ける企業となる。」「世界中の人々から愛され、多くの日本人が誇りに思ってくれる、特別で重要な「ブランド」となる。」という経営ビジョンの実現に向けて、経営施策に取り組んでおります。

昨今、世界規模でのインターネットの進歩と拡張、スマートフォン、タブレットPCなどのスマートデバイスの急速な普及、ソーシャルメディア、動画配信・投稿サイトなどの新たな成長メディアの興隆等がメディア環境を大きく変化させております。

このような中、人々のライフスタイルは、スマートデバイスを使い最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNSを使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと変化し、当社の主力領域である「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させております。

当社では、既存事業やサービスのさらなる成長に加え、新規事業分野としての「TOKYO GIRLS COLLECTION」においては、株式会社W mediaの当社グループへの参画に伴い、商標と運営の一体化が実現することによる新たな価値創造へ様々な施策を展開いたします。具体的には従来主に年2回のイベント開催に加え、ガールズ向けの幅広いサービスニーズが多様な業界、アジアを中心とした海外パートナー及び地方創生を担う地方自治体等との提携をさらに拡大・成長させてまいります。また、既存のビジネスモデルにとらわれない新規事業分野への進出も積極的に展開させてまいります。

今後も、中長期にわたりインターネット時代にマッチするエンタテインメントやコミュニケーションを継続的に創造する、ファスト・エンタテインメント事業を推進するため、以下の課題を対処すべき課題として認識しております。

#### (1) IP（著作権・商標権等の知的財産権）の保有

近年のデジタル化とマルチメディア化の中においては、新しいメディアやSNS等新しいサービスの栄枯盛衰が激しく、旬のメディアやサービスに柔軟かつ迅速にIPビジネスを展開することが必要となってきております。そのため、当社では迅速な意思決定を担保するために、IPを保有することが重要と考えております。

当社では、製作委員会を用いた新規IPの開発に際して、当社又は製作委員会がIPを保有すること及び製作委員会に対する出資者数を限定することに留意しており、柔軟な意思決定ができるよう努める方針です。

#### (2) 新規IPの量産とプロデュース

当社は、マルチメディア化とユーザー嗜好の細分化によって、単一IPをマスメディア放送によってプロデュースする手法は費用対効果が低下してきていると考えており、新規IPのプロデュースに関して、まず地方局、インターネット放送局、ウェブメディア、SNS等の特定メディアが持つコミュニティへのアプローチが重要と考えております。

当社は、メディアネットワークと短納期・低コストの制作システムの強みを活かし、新規IPを量産し多数のコミュニティへの同時多発的な事業展開を行ってまいります。

#### (3) 新しい知的財産権ビジネスの開発

マルチメディアにプロモーションを展開したい広告主のニーズが拡大する中、当社では、ソーシャル・キャラクターを活用し、わかりやすく商品・サービスの紹介・マナー啓蒙を行えること、並びに話題性を喚起する時事ネタやクライアントの要望に対応する適時性や柔軟性に富んだサービスの企画提案を行えることを強みとしています。

また、コンテンツのデジタル化とメディア構造の変化により、IPのライセンス先が多様化してきております。ぬいぐるみやステーションナリー等のリアル商品のライセンスに加え、SNSやスマートフォンでのゲーム、スタンプ、ガジェット等のデジタル商品のライセンスが急増しております。デジタル商品の開発サイクルは、インターネット業界のビジネスサイクルに準じ、大幅に短納期化されています。

当社は、今後も引き続き、IPオーナーとして新しいビジネス領域への迅速な展開力と、内製化した制作システムによる大量かつスピード感ある制作力、そして様々なメディアやデバイスへの展開力を活かし、迅速かつ魅力的なソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及び商品展開を図っていく方針です。

#### (4) 人材登用と能力開発

当社は、現時点においては小規模組織であります。今後想定される事業拡大、新規事業及びグローバル展開に伴い、継続的に人材の確保が必要であると考えております。また人材の確保とともに、当社の経営理念、ビジネスモデルに適した人材の育成及びスピード感あるグローバル展開に対応できる異文化コミュニケーション能力の向上が重要と考えております。当社は、必要な人材の確保に努めるとともに、今後も引き続き、教育制度の整備や海外パートナーとの人材交流等を進めて人材の能力開発を図る方針です。

#### (5)海外戦略

当社は、ファスト・エンタテインメント事業の海外展開を強化しており、人口増加とともにエンタテインメントニーズの急激な拡大が期待できるアジア市場の戦略拠点として、平成24年7月に台湾に合弁会社（持分法非適用関連会社）を設立しました。

アジア諸国ではコンテンツ産業を国家的な戦略分野と位置づけて、ソフト・パワーの強化を推進しており、その市場規模は急激に拡大を続けています。一方、従来型の海外進出手法である人気作品の輸出（番組販売等）は現地放送コードに抵触しないための改変作業やファンサブサイト（ 1 ）の存在から、迅速な事業展開や商業化が困難となっております。そのため、当社は事業の現地展開を推進しております。

現在、台湾メディアコングロマリッドとの合弁会社の設立、タイでのIP買収及びアプリ制作会社との共同事業、中国コンテンツプロデューサー会社との共同事業等、現地パートナーと共同でファスト・エンタテインメント事業を推進しております。

また、世界的にデジタルコンテンツの視聴環境が変化する中、日本で先行する手軽にコンテンツを楽しむライフスタイルの提案とソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスの提供により、全世代をターゲットとするファスト・エンタテインメント事業を展開するため平成24年11月に北米子会社（持分法非適用の非連結子会社）を設立いたしました。

さらに「TOKYO GIRLS COLLECTION」はクールジャパンの代表格として、従来より海外からの注目度も高く、当社のノウハウを活かすことで、より幅広い事業や海外展開を推進させる方針です。

当社は、引き続き、マルチメディア時代に適応したIPビジネスを展開させた経験をもとに、各国の有力パートナーとアライアンスを組み、ファスト・エンタテインメント事業の国際展開を積極的に推進させる方針です。

（ 1 ）ファンサブサイト：ファン（愛好家）がテレビ番組を録画し、放送直後からサブタイトル（字幕）を付け、字幕付き映像ファイルを流通させているインターネットサイト。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### 景気変動について

マーケティング・サービスの業績は、他の広告会社と同様に、市場変化や景気の影響を受けやすい傾向があります。その中で、当社が提供するソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスにおいて、ソーシャルメディア広告を含むインターネット広告市場については堅調に推移すると予想しておりますが、当社の想定通りに市場規模が推移しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

ライセンスサービスの業績は、キャラクターグッズ等が、ユーザーにとって日常生活において必ずしも必要不可欠な商品ではないため景気動向により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合環境について

当社は映像制作の制作ツールとして主にFlashを採用しております。Flashを採用した映像コンテンツは、容量が小さく、拡大・縮小しても劣化せず解像度による制約が少ないなどの特徴があるため、多様なメディアやデバイスごとのデータ形式の変換が不要となります。このため、当社が制作する映像コンテンツの多くは、様々なメディアやデバイスに低コストで同時に展開することを可能としております。

また、当社ではFlashを活用して映像の動きによる表現を意図的に制限する一方で、ストーリーやアイデアによりコンテンツの価値を高める制作手法を開発しております。このため、当社では、コンテンツのストーリー性やアイデアに関するクオリティを担保するブランド力のさらなる向上を図っております。

また、Flash作品の商業化を維持・発展させるために大量の作品を安定供給する制作システムの最適化、及びIPを成長させるための様々なメディアやデバイスへの展開のさらなる進化を図っております。

しかし、Flashは2Dや3Dなど他の制作手法と比べると、圧倒的に安価であり、一般的な性能のPCでも動作することから、制作環境を整えるのは比較的容易であるため、当社を上回るブランド力と安定供給能力及びIP成長のためのプロデューサー能力と資金力を備えた新規参入企業が現れた場合、競争激化により当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 技術革新について

当社は、適時に多様なコンテンツを手軽に視聴したいという市場ニーズに迅速で柔軟に対応できる制作システムを構築しており、現在はFlashを主な映像制作のための制作ツールとして採用しております。他方、新たな制作ツールを採用した表現手法の多様化も進めており、さらなる付加価値の追求も図っております。しかし、制作ツールの技術革新が当社の予想を超えて進行し、当社が新しい制作ツールにスムーズに移管できなかった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### (2) 当社事業に関するリスク

##### IPの成長について

当社はクオリティの高い新規IPを開発するよう努めておりますが、新規IPの全てがユーザー等の嗜好に合致するとは限らず、当初計画していた通りに進捗しない可能性があります。当社では継続的に新規IPを開発することでIPポートフォリオを構築してリスクの軽減を図っておりますが、多数のIPの成長が計画通りに進捗しない場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 自社IPの侵害について

当社は単独及び共同で保有するIPをもとにビジネスをグローバルに展開しており、IPの認知度と著作権保護水準のバランスによってIP戦略を柔軟に選択しております。しかし、IPの認知度が当該国の著作権保護水準を大幅に上回った場合、海賊版や模倣品、違法配信等の権利侵害によって生じる機会損失がプロモーションコストを超過する可能性があります。個別に適切な対応を図る方針ではありますが、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 第三者の保有するIPの侵害について

当社は第三者の保有するIPに関して、これを侵害することのないよう留意し、制作・開発を行っております。しかしながら、当社の事業分野におけるIPの現況を全て把握することは非常に困難であり、当社が把握できていないところで第三者の保有するIPを侵害している可能性は否定できません。万一、当社が第三者の保有するIPを侵害した場合には、当該第三者より損害賠償請求又は使用差止請求等の訴えを起される可能性があります。こうした場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 特定IPへの依存

当社では、「秘密結社 鷹の爪」の売上高の総売上高に占める割合が21.9%（平成28年6月期）と、比較的高くなっております。

当社は新規IPの開発とプロデュースを行い、「秘密結社 鷹の爪」への収益依存度を低下させるよう努めておりますが、「秘密結社 鷹の爪」の収益が想定していた計画値より大きくかい離した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 新規事業

当社は、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、今後も、積極的に新サービスないし新規事業に取り組んでいく考えであります。これにより追加的な支出が発生し、利益率が低下する可能性があります。また、予測とは異なる状況が発生する等により新サービス、新規事業の展開が計画どおりに進まない場合、投資が回収できず、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### グローバル展開について

当社は、世界的なスマートデバイスの普及、ブロードバンド網の発達及び成長メディアの興隆に合わせてグローバル展開を進めております。その中で各国の市場ニーズや嗜好の変化などの不確実性や、景気変動、政治的・社会的混乱、法規制等の変更、大幅な為替の変動などの潜在的なリスクが存在しており、それらのリスクに対処できない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 業務・資本提携・合併等について

当社では、業務・資本提携・合併等を通じた事業拡大に取り組んでおります。当社と提携先・合併先の持つ経営資源を融合することで、大きなシナジー効果を発揮することを目指しておりますが、当初見込んだ効果が計画通り発揮されない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社の関係会社である夢響年代股份有限公司（DLE-ERA）（株式の当社保有比率は40.0% 持分法非適用関連会社）は、台湾及び中国本土を事業領域とするメディアコングロマリッドである年代網際事業股份有限公司（ERA）との合併会社として設立され、主に台湾・中国本土において当社のファスト・エンタテインメント事業を展開しております。

当社と年代網際事業股份有限公司（ERA）は良好な関係を構築しており、現時点において当該会社との関係に支障は生じていないものの、当該会社の議決権の過半数を年代網際事業股份有限公司（ERA）が保有していることから、当社の意向に反する判断がなされる、あるいは迅速な判断や対応が行えない可能性があります。また、年代網際事業股份有限公司（ERA）の方針変更等により、合併契約が解消又は修正された場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### IP買収について

IPポートフォリオの成長を加速する有効な手段として、他社の保有するIPの買収を有効に活用していく方針です。IPの買収に当たっては、リスクを吟味した上で決定していますが、当初見込んだ効果が計画通り発揮されない場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 取引慣行等について

広告業界においては、知的財産権に関する事項を除き、取引の柔軟性や機動性を重視する取引慣行から、契約書の取り交しや発注書等の発行が行われないことが一般的であります。現在大手広告代理店等を中心に取引慣行の改善や取引の明確化が進められており、当社も取引先との間で事前に文書を取り交すように努め、取引の明確化を図っております。しかし上記のような取引慣行の理由から不測の事故又は紛争が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### 広告・映像制作事業について

当社の主力事業である広告・映像制作事業においては、受注から売掛金の回収まで数か月から1年程度の期間を要する案件があります。特に映像制作事業の場合、近年急速に拡大している映画事業は受注額も拡大しており、完成まで長期を要するものも多く、売掛債権の回収期間は長期化する傾向にあります。ただし、取引先は業界大手から構成されており、与信管理の徹底により回収リスクへの対応を図っております。

当社は今後、売掛金回収の促進及びサイトの短縮等につとめる考えではありますが、一時的な運転資金の必要額が増加した場合、当社の資金繰りに影響を与える可能性があります。

### (3) 当社事業体制に関するリスク

#### 小規模組織であること

当社の組織体制は、小規模であり、業務執行体制もそれに応じたものになっております。当社は、今後の事業展開に応じて、採用・能力開発等によって業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、人材の確保や能力開発が計画通りに進まない等の場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社は、今後の事業拡大に対応するためには、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 少数の事業推進者への依存について

当社は小規模組織であるため、事業戦略の推進は各部門の責任者に強く依存する傾向があります。当社は、今後も優秀な人材の確保及び教育に努めてまいります。しかしながら、人材の確保及び教育が想定通りに進まない場合あるいは人材の流出が生じた場合には、当社の事業戦略の推進に支障をきたす可能性があります。

具体的には、代表取締役椎木隆太は、当社全体の経営方針や経営戦略の策定をはじめ、業界内外・国内外に持つ幅広い人脈によるアライアンスパートナーとの関係構築、新規事業の推進など、当社の事業活動上重要な役割を果たしております。また、取締役小野亮は、当社の主力IPである「秘密結社 鷹の爪」の監督であるほか、CCO（Chief Creative Officer）として当社のIP全般に関する品質管理に重要な役割を果たしております。

当社では、これら少数の事業推進者に依存しない組織的な経営体制の構築を進めておりますが、何らかの事情により当該推進者が業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) その他のリスク

##### 配当政策について

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が当面の優先事項と捉え、現在、配当は実施しておりません。現時点において、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

##### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役、従業員及び取引先に対するインセンティブを目的として、新株予約権（以下、「ストック・オプション」という。）を付与しております。これらのストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。平成28年6月末現在これらのストック・オプションによる潜在株式数は1,501,800株であり、発行済株式総数16,895,400株の8.9%に相当しております。

#### 5 【経営上の重要な契約等】

当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONは、平成28年8月10日の取締役会において、株式会社W mediaの発行済株式の全株式を取得し、同社を子会社化（当社の孫会社化）することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その後同契約に基づき、平成28年9月1日を企業結合日として、現金による株式取得を行いました。詳細は、「第5 経理の状況 1. 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

#### 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

#### 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当該財務諸表の作成には、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所がございます。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内で合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意下さい。

##### (2) 財政状態の分析

###### (資産)

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末と比較して890,981千円増加し、3,922,972千円となりました。これは、前事業年度において取得した「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権の償却が進んだことにより75,836千円の減少があったものの、仕掛品270,286千円、出資金502,589千円及び関係会社株式52,660千円の増加を主要因とするものであります。

###### (負債)

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末と比較して722,141千円増加し、2,116,768千円となりました。これは、買掛金87,217千円、前事業年度において取得した「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権等の支払により未払金796,751千円の減少があったものの、前受金116,646千円、当該商標権取得及び運転資金の調達に伴う短期借入金200,000千円、1年内返済予定の長期借入金284,398千円及び長期借入金978,362千円の増加を主要因とするものであります。

###### (純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比較して168,839千円増加し1,806,204千円となりました。これは当期純利益142,901千円の計上及び新株発行に伴う資本金及び資本剰余金の増加25,620千円を主要因とするものであります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当事業年度の売上高は3,079,225千円となり、前事業年度に比べ1,060,640千円増加いたしました。これは、継続的な全国地上波放送をはじめ、劇場公開等のマルチメディア展開を進めた各オリジナルIPの認知度の拡大、ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービスのクライアント数の拡大及びデジタルコンテンツ（アプリ、スタンプ等）等からのライセンスの拡大等により売上が増加したためであります。

#### (売上原価)

当事業年度の売上原価は2,069,094千円となり、前事業年度に比べ1,050,839千円の増加となりました。これは、主に制作及びプロデュースに係る外注加工費が増加したためであります。

#### (販売費及び一般管理費)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、760,172千円となり、前事業年度に比べ91,123千円の増加となりました。これは、従業員増員に伴う労務費の増加及び前事業年度において取得した「TOKYO GIRLS COLLECTION」関連への新規事業投資による業務委託費及び商標権償却の増加によるものであります。

#### (営業外損益)

当事業年度の営業外収益は454千円となり、前事業年度に比べ9,348千円の減少となりました。主な内訳は、為替差益9,557千円の減少であります。

当事業年度の営業外費用は39,129千円となり、前事業年度に比べ36,831千円の増加となりました。主な内訳は、上場関連費用26,052千円及び為替差損8,460千円の増加であります。

以上の結果、当事業年度の営業利益は249,958千円となり、前事業年度に比べ81,322千円の減少、経常利益は211,284千円となり、前事業年度に比べ127,501千円の減少、当期純利益は142,901千円となり、前事業年度に比べ77,274千円の減少となりました。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境に関するリスク、事業に関するリスク、事業体制に関するリスク等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社は、継続的なIPの開発及びプロデュース、IPポートフォリオのグローバル化、IPマネジメントの高度化、有力パートナーとのアライアンス、優秀な人材の採用及び能力開発等により、経営成績に重要な影響を与えるリスクを分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

### (6) 経営者の問題認識と今後の方針

当社は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社が今後の業容拡大を遂げるためには、厳しい環境の下で、様々な課題に対処して行くことが必要であると認識しております。

そのため、当社は、エンタテインメントに求められる付加価値を、継続的に見直してまいります。そして、その新たな付加価値に対応した最適な制作システムの構築、新たな成長メディア、デバイス及びサービスを活用した柔軟なプロデュース、新たな収益機会の開発、積極的なグローバル展開等を行ってまいります。

### (7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、インターネットの進化とコンテンツ及びメディアのデジタル化の潮流の中、クリエイティブとビジネスをプロデュースするファスト・エンタテインメント事業に経営資源を集中し、インターネット時代に適合したエンタテインメントやコミュニケーションを創造してまいりました。

今後も新しいテクノロジーやサービス、メディアネットワーク及びデジタル領域の手法などを積極的に統合し、価値あるIP及びデジタルコンテンツを開発し、世界中の人々へ笑顔や感動、サプライズを届けてまいります。



### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の実績は僅少であり、特に記載すべき内容はありません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

平成28年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
本社(東京都千代田区)	本社事務所	3,647	24,586	28,233	87

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社事務所は賃借物件であります。年間賃借料は 18,989千円であります。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,680,000
計	52,680,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年9月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,895,400	17,567,400	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	16,895,400	17,567,400		

(注) 提出日現在発行数には、平成28年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第4回新株予約権（平成18年8月23日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	100	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注) 1、2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84 (注) 2、3	
新株予約権の行使期間	平成18年8月27日 平成28年8月26日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84 (注) 2 資本組入額 42 (注) 2	
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第5回「イ」新株予約権（平成18年8月31日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	1,000	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600,000(注)1、2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)2、3	
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日 平成28年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84(注)2 資本組入額 42(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第5回「口」新株予約権（平成18年8月31日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	20	
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000(注)1、2	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	84(注)2、3	
新株予約権の行使期間	平成20年9月1日 平成28年8月31日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 84(注)2 資本組入額 42(注)2	
新株予約権の行使の条件	(注)4	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第7回「口」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	50	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年2月7日 平成29年2月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167(注)2 資本組入額 84(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第7回「八」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	10	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,000(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年2月7日 平成29年2月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167(注)2 資本組入額 84(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第8回「イ」新株予約権（平成19年4月16日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	195	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	117,000(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月18日 平成29年4月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200(注)2 資本組入額 100(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。



## 第9回新株予約権（平成19年5月17日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	55	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年5月18日 平成29年5月17日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200(注)2 資本組入額 100(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第11回「イ」新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	67	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,200(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月1日 平成29年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200(注)2 資本組入額 100(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第11回「八」新株予約権(平成20年1月15日取締役会決議)

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	57	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,200(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年2月1日 平成29年5月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200(注)2 資本組入額 100(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第12回新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年11月1日 平成29年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200(注)2 資本組入額 100(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社の本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第14回新株予約権（平成20年10月15日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月17日 平成29年12月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200(注)2 資本組入額 100(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について本新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第15回新株予約権（平成25年3月14日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	847	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	508,200(注)1、2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成27年3月15日 平成34年9月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200(注)2 資本組入額 100(注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

## 4. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部行使は認められないものとする。また行使の結果発行する株式数は整数でなければならない、1株未満の端数の部分については株式は割り当てられないものとする。

その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で個別に締結する契約に定めるものとする。

## 第16回新株予約権（平成27年11月27日取締役会決議）

	事業年度末現在 (平成28年6月30日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	4,755	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	475,500(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	617(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成30年10月1日 平成31年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 617 資本組入額 309	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 新株予約権の割当日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成28年6月期、平成29年6月期及び平成30年6月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、売上高の累計額が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

- a.平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が10,272百万円以上の場合  
行使可能割合：80%
- b.平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が12,473百万円以上の場合  
行使可能割合：90%
- c.平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が14,674百万円以上の場合  
行使可能割合：100%

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。



## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月28日 (注) 1	250	21,475	15,000	237,500	15,000	15,000
平成25年7月1日～ 平成26年1月9日 (注) 2	480	21,955	12,000	249,500	12,000	27,000
平成26年1月10日 (注) 3	4,369,045	4,391,000		249,500		27,000
平成26年3月25日 (注) 4	800,000	5,191,000	441,600	691,100	441,600	468,600
平成26年3月26日～ 平成26年5月15日 (注) 2	263,600	5,454,600	38,165	729,265	38,165	506,765
平成26年5月16日 (注) 5	10,909,200	16,363,800		729,265		506,765
平成26年5月17日～ 平成26年6月30日 (注) 2	120,000	16,483,800	10,020	739,285	10,020	516,785
平成26年7月1日～ 平成27年6月30日 (注) 2	42,000	16,525,800	4,200	743,485	4,200	520,985
平成27年7月1日～ 平成28年6月30日 (注) 2	369,600	16,895,400	12,900	756,385	12,720	533,705

(注) 1 . 有償第三者割当増資による増加であります。

割当先 静岡キャピタル5号投資事業有限責任組合

発行価格 120,000円 資本組入額 60,000円

2 . 新株予約権の権利行使による増加であります。

3 . 平成25年12月24日開催の取締役会決議により、平成26年1月10日付で1株を200株に株式分割しております。

4 . 平成26年3月25日を払込期日とする有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による増加であります。

発行価格 1,200円

引受価額 1,104円

資本組入額 552円

5 . 平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。

6 . 平成28年7月1日から平成28年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が672,000株、資本金が28,224千円、資本準備金が28,224千円増加しております。

## (6) 【所有者別状況】

平成28年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）		22	25	23	36	2	3,264	3,372	
所有株式数（単元）		43,579	5,880	1,857	21,615	3	96,006	168,940	1,400
所有株式数の割合（%）		25.80	3.48	1.10	12.79	0.00	56.83	100.00	

## (7) 【大株主の状況】

平成28年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
椎木 隆太	東京都港区	6,644	39.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,052	12.15
Hasbro, Inc.	1027 Newport Avenue Pawtucket, RI 02861 United States	720	4.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	645	3.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	558	3.30
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG（常任代理人 香港上海銀行東京支店）	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG（東京都中央区日本橋三丁目11番1号）	540	3.20
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	357	2.12
藤岡 義久	兵庫県神戸市東灘区	295	1.75
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	163	0.97
BNYML-NON TREATY ACCOUNT（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	VERTIGO BUILDING - POLAR IS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG（東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	158	0.94
計		12,134	71.82

(注) 平成27年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者であるみずほ投信投資顧問株式会社が平成27年10月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
みずほ証券(株)	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	80	0.48
みずほ投信投資顧問(株)	東京都港区三田三丁目5番27号	909	5.43

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,894,000	168,940	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 1,400		
発行済株式総数	16,895,400		
総株主の議決権		168,940	

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第7回「ロ」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

決議年月日	平成19年2月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第7回「ハ」新株予約権（平成19年2月6日取締役会決議）

決議年月日	平成19年2月6日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第8回「イ」新株予約権（平成19年4月16日取締役会決議）

決議年月日	平成19年4月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第9回新株予約権（平成19年5月17日取締役会決議）

決議年月日	平成19年5月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第11回「イ」新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

決議年月日	平成20年1月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、当社従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第11回「ハ」新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

決議年月日	平成20年1月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名、従業員5名、社外協力者4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第12回新株予約権（平成20年1月15日取締役会決議）

決議年月日	平成20年1月15日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第14回新株予約権（平成20年10月15日取締役会決議）

決議年月日	平成20年10月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第15回新株予約権（平成25年3月14日取締役会決議）

決議年月日	平成25年3月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名、当社従業員43名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

第16回新株予約権（平成27年11月27日取締役会決議）

決議年月日	平成27年11月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名、当社監査役4名、当社従業員60名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来の企業成長と経営基盤の強化のための内部留保を確保しつつ、株主に継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は年1回の期末配当を行うこととしております。なお、配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会となっております。

当事業年度の配当につきましては、当社は成長過程にあり、株主への長期的な利益還元のためには、財務体質の強化と事業拡大のための投資等が当面の優先事項と捉え、配当を実施していません。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開並びに経営基盤の強化、拡充に役立てることとし、将来における株主の利益確保のために備えてまいります。

今後につきましては、各事業年度の財政状態及び経営成績を勘案しながら、株主への利益還元を検討していく予定ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成24年6月	平成25年6月	平成26年6月	平成27年6月	平成28年6月
最高(円)			4,330 1 1,268	1,212	1,269 2 1,092
最低(円)			1,616 1 664	640	750 2 530

- (注) 1. 最高・最低株価は、平成28年4月15日から東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。
2. 当社株式は、平成26年3月26日から東京証券取引所(マザーズ)に上場しております。それ以前については、該当事項はありません。
3. 1は、株式分割(平成26年4月21日開催の取締役会決議により、平成26年5月16日付で1株を3株に株式分割しております。)による権利落後の株価であります。
4. 第15期の最高・最低株価のうち 2は、東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	766	990	1,092	983 987	1,252	1,269
最低(円)	582	698	865	900 795	951	750

- (注) 最高・最低株価は、平成28年4月15日から東京証券取引所(市場第一部)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。なお、平成28年4月の最高・最低株価のうち、は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	椎木 隆太	昭和41年12月24日生	平成3年4月 ソニー株式会社入社 平成13年12月 有限会社パサニア(現当社)設立 当社代表取締役(現任) 平成24年7月 DLE-ERA 取締役(現任) 平成24年11月 DLE America, Inc.代表取締役(現任) 平成27年7月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION 代表取締役 平成27年7月 ちゅらっぶす株式会社 取締役 平成28年9月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION 取締役会長(現任) 平成28年9月 ちゅらっぶす株式会社 代表取締役 (現任)	(注) 3	7,304,700
取締役	CCO	小野 亮	昭和46年4月9日生	平成2年4月 株式会社読売映画社入社 平成5年10月 有限会社クリート入社 平成18年6月 当社入社 平成19年9月 当社取締役(現任) FLASH本部長(現エンタテインメント事業本部長) 平成28年7月 当社エンタテインメント事業本部 管掌(現任)	(注) 3	162,500
取締役	CFO兼経営戦略統括本部長	川島 崇	昭和48年7月10日生	平成10年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成14年5月 公認会計士登録 平成19年4月 中小企業診断士登録 平成20年7月 川島崇公認会計士事務所開業 平成20年8月 当社入社、経営管理本部長(現経営戦略統括本部長)(現任) 平成20年11月 当社取締役CFO(現任) 平成24年11月 DLE America, Inc.取締役(現任) 平成27年7月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION 取締役CFO 平成27年7月 ちゅらっぶす株式会社 取締役 (現任) 平成28年9月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION 代表取締役副社長(現任)	(注) 3	12,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	ダンカン・ ピリング	昭和34年1月22日生	昭和56年9月 UNILEVER PLC.入社 昭和58年4月 KENNER PARKER TONKA INC.入社 昭和63年6月 Hasbro UK LTD.入社 平成9年7月 Hasbro, Inc.入社 平成18年8月 当社取締役(現任) 平成20年8月 Hasbro, Inc. Chief Development Officer 平成25年3月 Hasbro, Inc. Executive Vice President(現任)	(注) 3	-
取締役	-	夏野 剛	昭和40年3月17日生	昭和63年4月 東京ガス株式会社入社 平成8年6月 株式会社ハイパーネット 取締役副社長 平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)執行役員マルチメディアサービス部長 平成20年5月 慶應義塾大学大学院 政策メディア研究科 特別招聘教授(現任) 平成20年6月 セガサミーホールディングス株式会社 取締役(現任) 平成20年6月 ぴあ株式会社 取締役(現任) 平成20年6月 トランスコスモス株式会社 取締役(現任) 平成20年6月 SBIホールディングス株式会社 取締役 平成20年12月 株式会社ドワンゴ 取締役(現任) 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成21年9月 グリー株式会社 取締役(現任) 平成22年12月 株式会社U-NEXT 取締役(現任) 平成23年9月 株式会社エコ配 取締役 平成24年7月 株式会社セガネットワークス 取締役 平成26年10月 カドカワ株式会社 取締役(現任) 平成28年8月 日本オラクル株式会社 取締役(現任)	(注) 3	10,000
常勤監査役	-	若林 博史	昭和25年8月20日生	昭和49年9月 監査法人朝日会計社入所 昭和53年3月 公認会計士登録 平成2年7月 監査法人朝日新和会計社社員 平成13年5月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成24年9月 当社監査役(現任) 平成27年6月 ゼリア新薬工業株式会社 監査役(非常勤)	(注) 4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	並木 安生	昭和48年9月16日生	平成8年11月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成16年1月 税理士法人トーマツ入所 平成20年2月 並木安生会計事務所開業 平成21年2月 当社監査役(現任) 平成24年9月 ハンナ インストルメンツ・ジャパン株式会社 非常勤監査役(現任) 平成27年7月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION 監査役(現任) 平成27年7月 ちゅらっぶす株式会社 監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	-	砂田 有紀 (旧姓: 佐藤 有紀)	昭和52年5月27日生	平成17年10月 山本総合法律事務所(現山本・柴崎法律事務所)入所 平成18年5月 ホワイト&ケース法律事務所入所 平成25年10月 弁護士法人苗村法律事務所(現弁護士法人虎門中央法律事務所)社員(現任) 平成26年9月 学校法人立教学院立教大学兼任講師 平成26年11月 株式会社T&Cコンサルティング取締役(現任) 平成27年3月 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン監事(現任) 平成27年5月 株式会社はてな監査役(現任) 平成28年6月 株式会社ZUU監査役(現任) 平成28年9月 当社監査役(現任)	(注) 5	-
計						7,489,200

- (注) 1. 取締役ダンカン・ピリング、夏野剛は、社外取締役であります。
2. 監査役若林博史、並木安生、砂田有紀は、社外監査役であります。
3. 平成27年9月15日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 平成26年1月10日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成28年9月12日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、ガバナンス体制の強化、充実に努めております。具体的には、株主に対する説明責任を果たすべく迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保、変化の速い経営環境に対応した迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の構築、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めてまいります。今後も会社の成長に応じてコーポレート・ガバナンスの体制の強化、充実に努め、企業価値の最大化を図ることを目標としてまいります。

#### 会社機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### a. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は以下のとおりであります。

##### (a) 取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）により構成されており、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令又は定款に定める事項の他、経営方針・経営戦略等経営に関する重要な意思決定及び業務執行の監督を行っております。また、取締役会には、監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

##### (b) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成され、全監査役が社外監査役であります。社外監査役には公認会計士を1名、公認会計士及び税理士を1名、弁護士を1名含んでおります。監査役は、取締役会、経営会議及びその他の重要会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催して情報の共有を行い、相互に連携を図っております。

##### (c) 経営会議

当社の経営会議は、常勤取締役で構成され、オブザーバーとして、常勤監査役及び代表取締役が指名する管理職が出席し、原則として毎週1回開催しております。経営会議では、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図るため、経営上の重要な事項に関する審議、各事業の進捗状況の検討、月次業績の予実分析と審議及び取締役会付議事項の協議等を行っております。

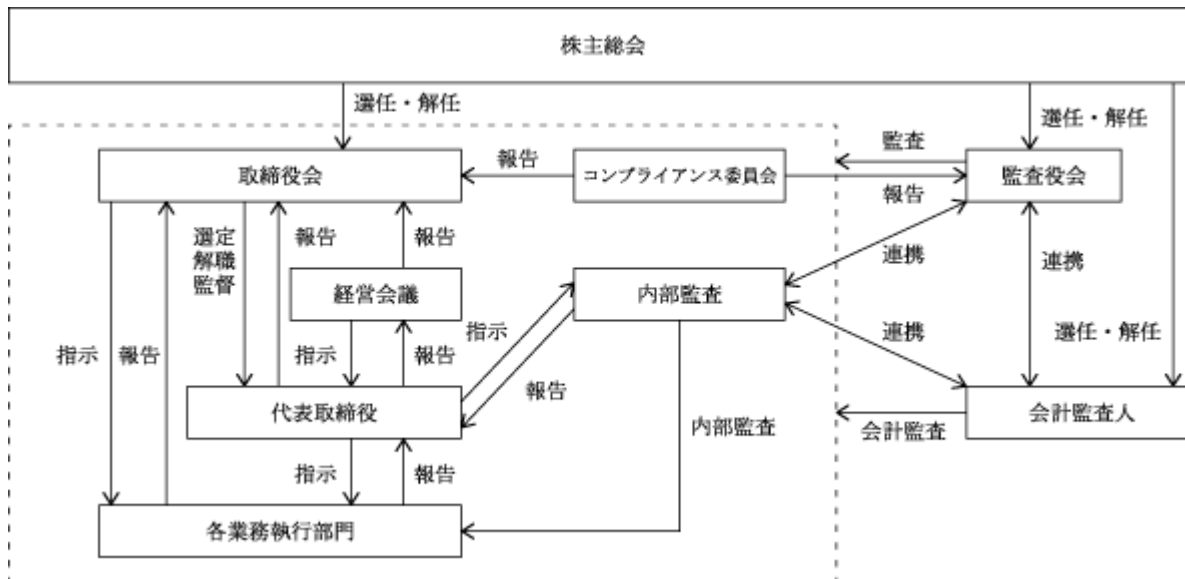
##### (d) コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし、代表取締役、各本部長、各部長、各室長、その他委員長が必要と認められた者で構成され、半年に1回定期開催しております。コンプライアンス委員会では、当社のコンプライアンス体制の構築・維持・管理に関する指導、法令遵守施策の審議、法令遵守等の実施状況のモニタリング、当社従業員に対するコンプライアンスについての研修・啓蒙活動の協議等を行っております。

b. 当社のコーポレート・ガバナンス体制

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。

<コーポレートガバナンスに関する図>



c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づき、以下の通り内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

- (a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力の上、監視し検証する。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い、適切に保存、管理する。
- (c) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制  
取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理する。
- (d) 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。
- (e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。内部監査担当は、監査役と連携・協力の上、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。
- (f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督しております。
- (g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用人の任命を行う。
- (h) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。
- (i) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制  
当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の取締役に通知し、当該取締役はただちにこれを監査役に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

(j) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

d. リスク管理体制の整備の状況

コンプライアンス委員会等のリスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現するために、会社組織や業務に係る各種規程を整備し、その適正な運用を行っております。経営上のリスク分析及び対策の検討等のリスクマネジメントについては、各部門での情報収集をもとに経営会議にて行っております。高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士などの外部専門家等から助言を受ける体制を構築するとともに、監査役監査及び内部監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止によるリスク軽減に努めております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は小規模組織であることから、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が任命した経営管理部所属の当社の業務及び制度に精通した従業員（一般従業員）が担当しており、担当社員が所属している部署の内部監査については、代表取締役が別部署から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、代表取締役による承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査対象となった被監査部門に対して業務改善等のために指摘を行い、後日、改善状況を確認します。内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催しており、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役監査につきましては、当社の監査役会は独立性を確保した社外監査役3名で構成されており、監査役会は原則として毎月1回開催しております。また監査役は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、意思決定の過程を監査する他、重要な決裁書類の閲覧等により業務執行状況や会計処理に関する監査を行っております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当社の業務を執行した公認会計士は伊藤俊哉氏、杉山勝氏及び大津大次郎氏の3名であります。補助者の構成は公認会計士5名、その他9名となっております。なお、継続監査年数につきましては全員7年以内であるため、記載を省略しております。

社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在において、当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。社外取締役及び社外監査役については、専門家としての高い見識等に基づき、客観的、中立性ある助言及び社内取締役の職務執行の監督を通じ、当社のコーポレート・ガバナンスの強化、充実に寄与する機能及び役割を果たしているものと考えております。

当社の社外取締役夏野剛は、当社株式10,000株を保有しております。また、社外取締役ダンカン・ピリングは、当社の資本提携先であるHasbro, Inc.（当社株式720,000株を保有）のExecutive Vice Presidentであり、当社とHasbro, Inc.の間には営業上の取引があります。ただし、社外取締役個人が直接利害関係を有するものではありません。それ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役ダンカン・ピリングは、米国企業の取締役を兼任しており、コーポレート・ガバナンスに関する高い意識と環境下での豊富な経営経験を有しております。

社外取締役夏野剛は、多くの企業の社外取締役に就任し、コーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見を有しております。

社外監査役若林博史は、公認会計士として豊富な経験と会計及び監査に関する専門知識を有しており、監査法人でのIPO支援を含む経験を有しております。

社外監査役並木安生は、公認会計士及び税理士として豊富な経験と会計税務及びM&Aに関する専門知識を有しております。

社外監査役砂田有紀は、弁護士として豊富な経験と知的財産権に関する専門知識を有しております。



なお、当社では社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特段定めたものではありませんが、その選任に当たっては、経歴や当社との関係を踏まえて、客観的かつ公正な経営監視体制を確立できることを個別に判断しております。

役員報酬の内容（平成28年6月期）

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役 を除く。)	70,797	70,797				3
監査役 (社外監査役 を除く。)						
社外役員	9,979	9,979				5

(注) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額200,000千円以内、監査役が年額40,000千円以内であります。

b. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

各役員の報酬等は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議にて決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件について責任限度額に限定する契約を定めることができる旨を定款に定めております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とするものであります。

取締役、監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む)及び監査役(監査役であったものを含む)の責任を法令の限度において免除できる旨、定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務戦略等を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款に定めておりません。

株式の保有状況

- a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式  
 銘柄数 1 銘柄  
 貸借対照表計上額の合計額 65,500千円
- b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
 該当事項はありません。
- c. 保有目的が純投資目的である投資株式  
 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
13,000		14,000	800

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際的な税務に関する相談業務を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

当社は、事業規模や業務の特性、監査日数・監査業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に監査報酬を決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成27年7月1日から平成28年6月30日まで)の財務諸表について有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準等の新設及び変更に関する情報を収集しております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年 6月30日)	当事業年度 (平成28年 6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	548,155	595,149
受取手形	-	3,240
売掛金	960,809	982,080
商品	20,139	35,900
仕掛品	143,585	413,872
貯蔵品	30	97
前払費用	89,096	67,835
繰延税金資産	6,834	4,245
その他	45,463	62,164
流動資産合計	1,814,114	2,164,586
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,608	8,306
減価償却累計額	3,229	4,158
建物（純額）	4,379	4,148
工具、器具及び備品	26,050	51,407
減価償却累計額	17,624	26,820
工具、器具及び備品（純額）	8,426	24,586
有形固定資産合計	12,806	28,734
無形固定資産		
ソフトウェア	7,273	51,495
著作権	9,375	9,375
商標権	752,044	676,208
その他	5,043	2,339
無形固定資産合計	773,736	739,417
投資その他の資産		
投資有価証券	65,500	65,500
関係会社株式	31,414	84,074
出資金	315,309	817,899
敷金及び保証金	19,109	19,109
繰延税金資産	-	3,650
投資その他の資産合計	431,333	990,234
固定資産合計	1,217,876	1,758,386
資産合計	3,031,991	3,922,972

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	266,108	178,890
短期借入金	-	200,000
1年内返済予定の長期借入金	44,328	328,726
未払金	866,798	70,047
未払法人税等	67,684	37,908
前受金	76,541	193,188
預り金	34,659	54,510
その他	-	36,628
流動負債合計	1,356,121	1,099,900
固定負債		
長期借入金	38,506	1,016,868
固定負債合計	38,506	1,016,868
負債合計	1,394,627	2,116,768
純資産の部		
株主資本		
資本金	743,485	756,385
資本剰余金		
資本準備金	520,985	533,705
資本剰余金合計	520,985	533,705
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	372,894	515,795
利益剰余金合計	372,894	515,795
株主資本合計	1,637,364	1,805,885
新株予約権	-	318
純資産合計	1,637,364	1,806,204
負債純資産合計	3,031,991	3,922,972

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	2,018,584	3,079,225
売上原価	1,018,255	2,069,094
売上総利益	1,000,329	1,010,131
販売費及び一般管理費		
役員報酬	60,450	66,203
給料手当	244,440	269,001
減価償却費	10,765	88,703
支払報酬	54,013	40,469
業務委託費	84,904	111,573
その他	214,474	184,220
販売費及び一般管理費合計	669,048	760,172
営業利益	331,280	249,958
営業外収益		
受取利息	168	89
為替差益	9,557	-
その他	77	365
営業外収益合計	9,803	454
営業外費用		
支払利息	1,155	3,497
為替差損	-	8,460
上場関連費用	-	26,052
株式交付費	1,142	1,118
営業外費用合計	2,298	39,129
経常利益	338,785	211,284
税引前当期純利益	338,785	211,284
法人税、住民税及び事業税	76,511	69,444
法人税等調整額	42,098	1,061
法人税等合計	118,609	68,383
当期純利益	220,175	142,901

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)		当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	131,360	11.7	167,697	7.2
経費		990,307	88.3	2,149,049	92.8
当期総製造費用		1,121,668	100.0	2,316,747	100.0
期首仕掛品たな卸高		25,385		143,585	
合計		1,147,053		2,460,333	
期末仕掛品たな卸高		143,585		413,872	
当期製品製造原価		1,003,467		2,046,460	
期首商品たな卸高		12,043		20,139	
当期商品仕入高		23,507		39,152	
合計		35,550		59,292	
期末商品たな卸高	20,233		36,704		
他勘定振替高	2	623		758	
商品評価損		93		803	
売上原価		1,018,255		2,069,094	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注加工費	587,993	1,418,891
出資金償却	214,441	351,917

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
広告宣伝費	190	102
販売促進費	180	341
その他	252	313
計	623	758

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	739,285	516,785	516,785	152,718	152,718	1,408,788	1,408,788
当期変動額							
新株の発行	4,200	4,200	4,200			8,400	8,400
当期純利益				220,175	220,175	220,175	220,175
当期変動額合計	4,200	4,200	4,200	220,175	220,175	228,575	228,575
当期末残高	743,485	520,985	520,985	372,894	372,894	1,637,364	1,637,364

当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	743,485	520,985	520,985	372,894	372,894	1,637,364	-	1,637,364
当期変動額								
新株の発行	12,900	12,720	12,720			25,620		25,620
当期純利益				142,901	142,901	142,901		142,901
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							318	318
当期変動額合計	12,900	12,720	12,720	142,901	142,901	168,521	318	168,839
当期末残高	756,385	533,705	533,705	515,795	515,795	1,805,885	318	1,806,204



## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	338,785	211,284
減価償却費	17,657	112,543
受取利息	168	89
支払利息	1,155	3,497
上場関連費用	-	26,052
為替差損益(は益)	9,594	7,017
売上債権の増減額(は増加)	605,752	24,511
たな卸資産の増減額(は増加)	126,296	286,113
出資金の増減額(は増加)	40,904	502,589
仕入債務の増減額(は減少)	205,182	87,217
その他	68,946	125,030
小計	288,881	415,095
利息及び配当金の受取額	168	89
利息の支払額	1,128	3,621
法人税等の支払額	32,874	100,333
営業活動によるキャッシュ・フロー	322,716	518,962
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	65,500	-
関係会社株式の取得による支出	-	52,660
有形固定資産の取得による支出	8,147	26,054
無形固定資産の取得による支出	31,183	809,839
敷金及び保証金の差入による支出	1,582	1,150
敷金及び保証金の戻入による収入	180	1,150
投資活動によるキャッシュ・フロー	106,234	888,553
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	30,000	200,000
長期借入れによる収入	-	1,450,000
長期借入金の返済による支出	73,526	187,240
株式の発行による収入	7,257	24,501
新株予約権の発行による収入	-	318
上場関連費用の支出	-	26,052
財務活動によるキャッシュ・フロー	96,268	1,461,527
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,594	7,017
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	515,623	46,994
現金及び現金同等物の期首残高	1,063,779	548,155
現金及び現金同等物の期末残高	1 548,155	1 595,149

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(1～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 投資その他の資産

出資金

製作委員会への出資金であり、著作権収入の見積発生期間(2年)に基づく定率法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において財務諸表における影響額はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,483,800	42,000		16,525,800

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 42,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16,525,800	369,600		16,895,400

(変動事由の概要)

増加数の主な内容は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加 369,600株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成27年ストック・オプションとしての新株予約権						318
合計							318

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
現金及び預金勘定	548,155 千円	595,149 千円
預入期間が3カ月を超える定期預金	"	"
現金及び現金同等物	548,155 千円	595,149 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行借入により資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、返済日は最長で決算日後5年以内であることから、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品にかかるリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、社内規程等に従い、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに与信管理、期日管理及び残高管理を行うことにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、リスクが懸念されるものについては、保有状況を継続的に見直しております。また、借入金については、借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するため、主に固定金利で調達しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2をご参照ください。)

前事業年度(平成27年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	548,155	548,155	
(2)売掛金	960,809	960,809	
資産計	1,508,964	1,508,964	
(1)買掛金	266,108	266,108	
(2)未払金	866,798	866,798	
(3)未払法人税等	67,684	67,684	
(4)長期借入金	82,834	82,941	107
負債計	1,283,425	1,283,532	107

当事業年度(平成28年6月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	595,149	595,149	
(2)受取手形	3,240	3,240	
(3)売掛金	982,080	982,080	
資産計	1,580,469	1,580,469	
(1)買掛金	178,890	178,890	
(2)短期借入金	200,000	200,000	
(3)未払金	70,047	70,047	
(4)未払法人税等	37,908	37,908	
(5)長期借入金	1,345,594	1,341,687	3,906
負債計	1,832,440	1,828,534	3,906

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
投資有価証券	65,500	65,500
関係会社株式	31,414	84,074
出資金	315,309	817,899
敷金及び保証金	19,109	19,109

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価評価の対象には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成27年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	548,155			
売掛金	960,809			
合計	1,508,964			

当事業年度(平成28年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	595,149			
受取手形	3,240			
売掛金	982,080			
合計	1,580,469			

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度(平成27年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	44,328	22,894	10,992	4,620		
合計	44,328	22,894	10,992	4,620		

当事業年度(平成28年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000					
長期借入金	328,726	316,824	310,452	294,592	95,000	
合計	528,726	316,824	310,452	294,592	95,000	

(有価証券関係)

1. 子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
子会社株式	20,702	73,362
関連会社株式	10,712	10,712
合計	31,414	84,074

2. その他有価証券

その他有価証券(前事業年度及び当事業年度の貸借対照表計上額は65,500千円)は非上場株式であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る資産計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
現金及び預金		318

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権 (イ)	第2回新株予約権	第4回新株予約権	5回新株予約権 (イ)	第5回新株予約権 (ロ)
決議年月日	平成17年8月31日	平成18年6月8日	平成18年8月23日	平成18年8月31日	平成18年8月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名	取締役 1名 従業員 6名 社外協力者 1社	取締役 1名	取締役 1名	取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 180,000株 (注)1	普通株式 767,400株 (注)1	普通株式 60,000株 (注)1	普通株式 600,000株 (注)1	普通株式 300,000株 (注)1
付与日	平成17年8月31日	平成18年6月9日	平成18年8月26日	平成18年8月31日	平成18年8月31日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間					自平成18年8月31日 至平成20年8月31日
権利行使期間	自平成17年8月31日 至平成27年8月30日	自平成18年6月9日 至平成28年6月8日	自平成18年8月27日 至平成28年8月26日	自平成18年9月1日 至平成28年8月31日	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日

	第7回新株予約権 (ロ)	第7回新株予約権 (ハ)	第8回新株予約権 (イ)	第9回新株予約権	第11回新株予約権 (イ)
決議年月日	平成19年2月6日	平成19年2月6日	平成19年4月16日	平成19年5月17日	平成20年1月15日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名	従業員 7名	取締役 1名	取締役 2名	取締役 1名 従業員 12名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株 (注)1	普通株式 42,000株 (注)1	普通株式 117,000株 (注)1	普通株式 95,400株 (注)1	普通株式 154,200株 (注)1
付与日	平成19年2月7日	平成19年2月7日	平成19年4月17日	平成19年5月18日	平成20年2月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	自平成19年2月7日 至平成21年2月6日	自平成19年2月7日 至平成21年2月6日			自平成20年2月1日 至平成22年1月15日
権利行使期間	自平成21年2月7日 至平成29年2月6日	自平成22年2月7日 至平成29年2月6日	自平成19年4月18日 至平成29年4月17日	自平成19年5月18日 至平成29年5月17日	自平成22年11月1日 至平成29年5月14日

	第11回新株予約権 (ハ)	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年10月15日	平成25年3月14日	平成27年11月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名 従業員 5名 社外協力者 4名	従業員 6名	取締役 3名	取締役 2名 従業員 43名	取締役 4名 監査役 4名 従業員 60名
株式の種類及び付与数	普通株式 74,400株 (注)1	普通株式 30,000株 (注)1	普通株式 180,000株 (注)1	普通株式 600,000株 (注)1	普通株式 475,500株
付与日	平成20年2月1日	平成20年2月1日	平成20年10月16日	平成25年3月15日	平成27年12月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2	(注)3、4
対象勤務期間		自平成20年2月1日 至平成22年10月31日	自平成20年10月16日 至平成22年10月16日	自平成25年3月15日 至平成27年3月14日	自平成27年12月15日 至平成30年9月30日
権利行使期間	自平成20年2月1日 至平成29年5月14日	自平成22年11月1日 至平成29年12月20日	自平成22年10月17日 至平成29年12月20日	自平成27年3月15日 至平成34年9月19日	自平成30年10月1日 至平成31年9月30日

- (注)1. 平成18年3月31日付で1株を2株に、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年5月16日付で1株を3株にする株式分割を実施しており、分割後の株式数によって記載しております。
2. 権利行使時において当社の役員、従業員であることを要する。ただし、当社の株式が証券取引所へ上場した場合に限り行使することができる。

3. 平成28年6月期、平成29年6月期及び平成30年6月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、売上高の累計額が次の各号に掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。
  - (a)平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が10,272百万円以上の場合  
行使可能割合：80%
  - (b)平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が12,473百万円以上の場合  
行使可能割合：90%
  - (c)平成28年6月期から平成30年6月期の売上高の累計額が14,674百万円以上の場合  
行使可能割合：100%
4. 権利行使時において当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成28年6月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

(単位:株)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末					
付与					
失効					
権利確定					
未確定残					
権利確定後					
前事業年度末	180,000	120,000	60,000	612,000	36,000
権利確定					
権利行使	180,000	120,000			
失効					
未行使残			60,000	612,000	36,000

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第14回新株予約権
権利確定前					
前事業年度末					
付与					
失効					
権利確定					
未確定残					
権利確定後					
前事業年度末	117,000	33,000	74,400	1,200	60,600
権利確定					
権利行使					600
失効					
未行使残	117,000	33,000	74,400	1,200	60,000

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末		
付与		475,500
失効		
権利確定		
未確定残		475,500
権利確定後		
前事業年度末	577,200	
権利確定		
権利行使	69,000	
失効		
未行使残	508,200	

(注)平成18年3月31日付で1株を2株に、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年5月16日付で1株を3株にする株式分割を実施しており、分割後の株式数によって記載しております。

単価情報

(単位：円)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	平成17年8月31日	平成18年6月8日	平成18年8月23日	平成18年8月31日	平成19年2月6日
権利行使価格	9	84	84	84	167
行使時平均株価	982	814			
付与日における公正な評価単価					

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第14回新株予約権
決議年月日	平成19年4月16日	平成19年5月17日	平成20年1月15日	平成20年1月15日	平成20年10月15日
権利行使価格	200	200	200	200	200
行使時平均株価					985
付与日における公正な評価単価					

	第15回新株予約権	第16回新株予約権
決議年月日	平成25年3月14日	平成27年11月17日
権利行使価格	200	617
行使時平均株価	953	
付与日における公正な評価単価		67

(注)平成18年3月31日付で1株を2株に、平成26年1月10日付で1株を200株に、また、平成26年5月16日付で1株を3株にする株式分割を実施しており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式  
(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	47.5%
予想残存期間	(注) 2	3.9年
予想配当	(注) 3	0円/株
無リスク利率	(注) 4	0.02%

- (注) 1. 3.9年間(平成24年1月20日から平成27年11月26日まで)の株価実績に基づき算定しました。  
2. 割当日から権利行使期間満了までの期間であります。  
3. 過年度において配当実績がないため、0円によっております。  
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 1,199,482千円  
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 171,176千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年6月30日)	当事業年度 (平成28年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,517 千円	2,890 千円
減価償却超過額	"	3,650 "
その他	1,316 "	1,354 "
繰延税金資産合計	6,834 千円	7,895 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算(ただし、平成28年7月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年7月1日から平成30年6月30日までのものは30.9%、平成30年7月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は不動産契約に基づく本社ビル等の退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転計画もないことから資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が、損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等  
前事業年度(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)  
該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	椎木 隆太			当社取締役	(被所有) 直接39.33		新株予約権 の行使 (注)1、2	11,700		
役員	川島 崇			当社取締役	(被所有) 直接0.07		新株予約権 の行使 (注)3、4	12,000		

- (注) 1. 平成17年8月31日取締役会決議に基づき割当てられた、第1回新株予約権の行使であります。  
2. 平成18年6月8日取締役会決議に基づき割当てられた、第2回新株予約権の行使であります。  
3. 平成20年10月15日取締役会決議に基づき割当てられた、第14回新株予約権の行使であります。  
4. 平成25年3月14日取締役会決議に基づき割当てられた、第15回新株予約権の行使であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり純資産額	99.08円	106.89円
1株当たり当期純利益金額	13.34円	8.53円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	12.16円	7.89円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)	当事業年度 (自 平成27年7月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	220,175	142,901
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	220,175	142,901
期中平均株式数(株)	16,505,898	16,752,917
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	1,605,526	1,360,532
(うち新株予約権(株))	1,605,526	1,360,532
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

(株式取得による子会社化)

当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONは、平成28年8月10日の取締役会において、株式会社W mediaの発行済株式の全株式を取得し、同社を子会社化(当社の孫会社化)することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その後同契約に基づき、平成28年9月1日を企業結合日として、現金による株式取得を行いました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称	株式会社W media
事業の内容	TOKYO GIRLS COLLECTION等のライブイベントの企画・制作・運営事業、メディア事業、プロモーション事業、プロダクトアライアンス事業、海外事業等

(2) 企業結合を行う主な理由

当社は、当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION及び株式会社W mediaとともに、ファスト・エンタテインメント事業を展開する予定です。当社及び株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION並びに株式会社W mediaは、それぞれの得意分野を生かしながら両社の事業をもとに拡大発展させるための連携に向けた協議を重ねてまいりましたところ、株式会社W mediaが当社グループに加わり、株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONとのシナジー効果を発揮することが最善の策であるとの合意に至り、株式取得を行うことになりました。

(3) 企業結合日

平成28年9月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 取得した議決権比率

株式取得直前に所有していた議決権比率	%
企業結合日に取得した議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONが、現金を対価として株式を取得するため

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	395,000千円
取得原価		395,000千円

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	7,608	697		8,306	4,158	929	4,148
工具、器具及び備品	26,050	25,356		51,407	26,820	9,196	24,586
有形固定資産計	33,659	26,054		59,714	30,979	10,125	28,734
無形固定資産							
ソフトウェア	22,577	63,975		86,552	35,057	19,753	51,495
著作権	9,375			9,375			9,375
商標権	758,364			758,364	82,156	75,836	676,208
その他	10,202	4,740	617	14,325	11,986	6,827	2,339
無形固定資産計	800,519	68,716	617	868,618	129,200	102,417	739,417

(注) ソフトウェアの当期増加額は、主にアプリ開発の支出によるものです。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		200,000	0.2	
1年以内に返済予定の長期借入金	44,328	328,726	0.3	
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	38,506	1,016,868	0.3	平成30年11月30日～ 平成33年5月31日
その他有利子負債				
計	82,834	1,545,594		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。  
2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は、次のとおりであります。

区分	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金	316,824	310,452	294,592	95,000

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	108
預金	
普通預金	595,041
計	595,041
合計	595,149

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
味覚糖(株)	3,240
合計	3,240

期日別内訳

期日	金額(千円)
平成28年9月満期	3,240
合計	3,240

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エイベックス・ピクチャーズ(株)	146,527
WS製作委員会	116,640
SF製作委員会	93,312
KY製作委員会	89,856
ET製作委員会	50,544
その他	485,200
合計	982,080

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
960,809	3,143,342	3,122,071	982,080	76.1	113.1

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額(千円)
グッズ	35,900
合計	35,900

仕掛品

品名	金額(千円)
製作中映像マスター	413,872
合計	413,872

貯蔵品

区分	金額(千円)
収入印紙	97
合計	97

出資金

相手先	金額(千円)
MUSH LIFE製作委員会	108,000
鷹の爪GT製作委員会	88,020
RF製作委員会	124,800
SF製作委員会	46,656
KY製作委員会	44,928
その他	405,494
合計	817,899



買掛金

相手先	金額(千円)
東映(株)	27,671
(株)プレシディオ	16,200
Amazon Web Services, Inc.	7,985
(株)ライズカンパニー	5,918
(株)東映エージェンシー	5,400
その他	115,715
合計	178,890

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	591,217	1,402,602	2,389,257	3,079,225
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	23,779	123,314	177,536	211,284
四半期(当期)純利益金額 (千円)	15,041	80,916	116,168	142,901
1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	0.90	4.84	6.94	8.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	0.90	3.93	2.10	1.59

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日 6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりであります。 公告掲載URL <a href="http://www.dle.jp/">http://www.dle.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期(自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年9月15日  
関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書

平成27年9月15日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第15期第1四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日  
関東財務局長に提出。

第15期第2四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月5日  
関東財務局長に提出。

第15期第3四半期(自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年5月13日  
関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書  
平成27年9月17日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(届出を要しない新株予約権証券の発行)の規定に基づく臨時報告書  
平成27年11月27日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(親会社又は特定子会社の異動)、第8号の2(子会社取得の決定)及び第16号の2(連結子会社による子会社取得の決定)の規定に基づく臨時報告書  
平成28年8月19日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(4)平成28年8月19日関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書)  
平成28年8月24日関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年9月12日

株式会社ディー・エル・イー  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 俊 哉

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉 山 勝

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 津 大 次 郎

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディー・エル・イーの平成27年7月1日から平成28年6月30日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イーの平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONは平成28年8月10日付で、株式会社W mediaの発行済株式の全株式を取得し、同社を子会社化（会社の孫会社化）する株式譲渡契約を締結しており、平成28年9月1日を企業結合日として株式取得を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ディー・エル・イーの平成28年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ディー・エル・イーが平成28年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。